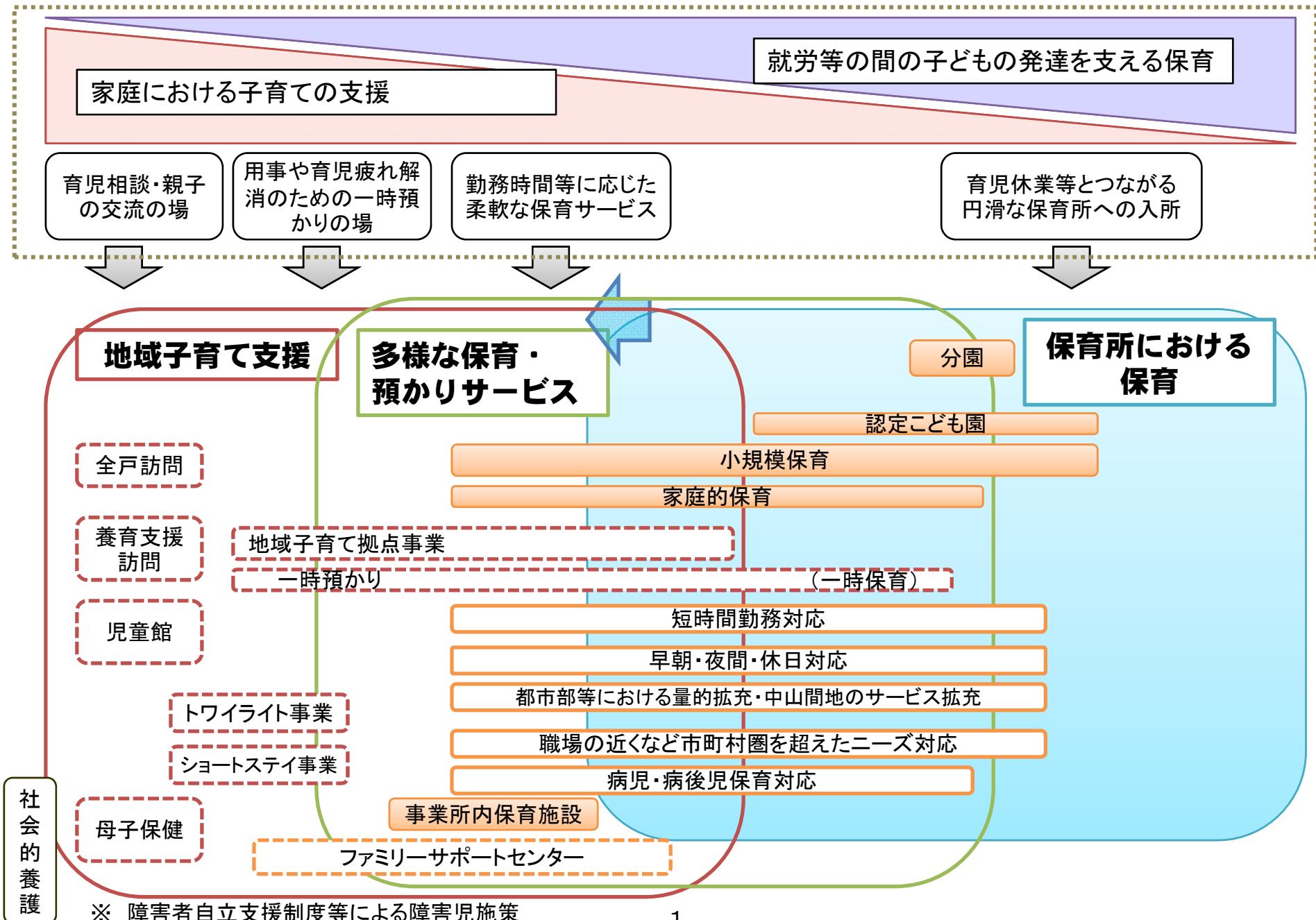


第3回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会	資料1-1
平成21年10月5日	

## 多様な保育関連給付メニューについて(2)

# 多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



## 前回委員会の議論を踏まえた参考メモ

### (総論)

- 量的拡大ニーズとニーズの多様化は、費用を負担する国民のニーズであり、費用負担の納得が得られるよう、認可保育所を質・量ともに拡充することを基本としつつ、同時に多様な社会資源を排除しないという考えが大事。
- 市町村がサービス提供体制確保の責務をきちんと果たすことが必要であり、そのために必要な財源の安定的な確保を国・地方を通じて図っていくことが前提となる。
- 公的保育サービスに必要な観点は、
  - ・ すべての子どもに質・量の確保されたサービスを保障すること
  - ・ 制度全体として安定的な財源が確保された下で、サービスの質が確保され、サービスの継続利用・提供が安定的に確保されること(事業者による安定的事業運営、サービスの継続利用が保障される仕組み)
  - ・ これらが公的な制度として担保され、国・自治体がそれぞれの役割を果たすこと
- いわゆる「定型的保育サービス」と「非定型的保育サービス」がかつてほど明確に線引きできない部分がある。定型的保育サービスもいくつかのパターンが必要  
非定型的保育サービスも、認可保育所の機能を拡大する方向を考えるとともに、すでにあるインフラの活用、多様な主体によるサービスがあってもよいのでは。
- 認可による事前規制は必要だが、それだけで質が担保されるわけではなく、質を継続的に維持・向上させるにはそれ以上に事後チェック・質を重視した評価が行われることを考えるべき。それをシステム全体の中に組み込むことを議論すべき。

- 公的保育サービスの担い手のうち、経過的に認可外の施設を認める類型については、認可施設への移行をめざすことが基本。
- どのように認可外施設を、最低基準に近づけていくのか。一定の枠組み、規制、条件なりをつけるのか。質の問題、財源の問題をクリアすることが必須だが、きちんと議論をしていく必要。

(個々のサービス類型について)

- 分園、家庭的保育など、小規模サービスについて、自治体ごとに差がある現状。普及していないことについての分析が必要。
- 夜間保育についても、子どもの育ち、生活リズムといったことを基本的に考える必要がある一方、現実にニーズが存在。質の確保を図っていくことが必要。
- 事業所内保育施設は、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべき。他方、事業所内保育施設が福利厚生の一環としての側面を持つことにつき、何らかの整理が必要。
- 住所地以外の保育サービスの利用は特例とすべき。
- 市町村合併による施設の統廃合等により住所地以外の市町村の保育サービスの利用ニーズは増加。
- へき地保育所については、過疎地の保育需要を支えているにもかかわらず、財政支援が一定水準にとどまっており、財政保障が必要。

## 家庭的保育の拡充に向けた課題例

(自治体・有識者からのヒアリングを踏まえ、事務局で整理したもの)

### 1 自治体の体制の確保

- ・家庭的保育の実施のための体制整備は、自治体の責任で実施すべき。
- ・自治体の支援の体制や、費用支払いの仕組みなど、家庭的保育の仕組みは自治体によってまちまちであるのが現状。
- ・家庭的保育者個人が利用者の選定、休暇の場合の代替の確保を図る場合など、負担が大きく、自治体の支援体制を確保する必要がある。

### 2 家庭的保育者の確保

- ・研修体制の充実
- ・研修を受けやすい環境整備
- ・孤立した不安定な働き方から、支援・連携体制の確保や共同化などで安定・安心な働き方を実施することにより、家庭的保育者を確保
- ・月～土をフルで働きたいという希望者は未だに多くなく、空いた時間に働きたいというニーズが多い状況。家庭的保育の補助者から徐々に本格稼働といったモデルも活用が考えられるのではないか。

### 3 家庭的保育を支援する体制の確保

#### (1) 家庭的保育支援者の養成等

- ・家庭的保育者を支援する体制として、家庭的保育支援者の養成や、家庭的保育の補助者の確保が必要。

#### (2)保育所等との連携

- ・連携保育所の果たすべき役割、家庭的保育者と保育所の連携の方法を、きちんと整理する必要。
- ・保育所自体の数が足りない地域では、保育所の人員にも余裕がなく、家庭的保育者との連携が取りにくい。

※ このほか、家庭的保育に加え、訪問型のサービスの位置づけの検討の必要性の指摘あり。

## (参考1) 第2回保育専門第一委員会における発言

### ○棕野委員

認可保育所保育だけではなく保育サービスをもっと広く考えると。どうしても保育所保育を念頭に置いての議論が多いように思いますけれども、保育所保育というのは集団保育ですので、どうしても一定の人数が集まらないとできないのです。通常保育ならまだしも、休日保育や夜間保育というのは保育所保育ではどうしても保障できないような地域があって、それはそんなに特殊な地域ではないのです。そういう場合にも一人一人の子どもを考えた場合には必要とするならば、集団保育ではないサービス、例えばベビーシッターやファミリー・サポートなどということも「多様な給付メニュー」の中で検討していただきたいと思います。

## (参考2) 家庭的保育の在り方に関する検討会報告書（平成21年3月31日）（抄）

### 4. 今後の課題

今回、家庭的保育の在り方に関する検討会において、実施基準及びガイドラインの内容の検討を行ったところであるが、その審議の過程において、次の問題点が指摘された。

今後、これらの問題点を踏まえて、保育の質を低下することなく、量的な拡大が行われるよう、さらに家庭的保育事業の推進を図る必要がある。

1 家庭的保育者の要件については、保育士資格を有しない者についても一定の研修を受講し、市町村長が適当と認めた者は、家庭的保育者とすることとしている。

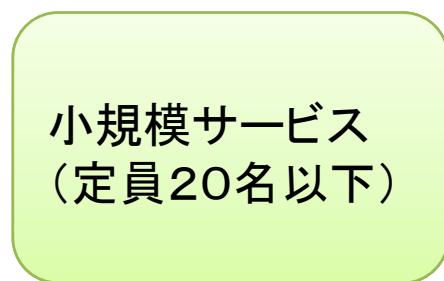
保育士資格を有しない家庭的保育者が、その知識や経験を生かし、保育士資格の取得を奨励する方策を検討すべきである。

2 国及び地方公共団体は、家庭的保育事業の啓発・普及に取り組み、広く家庭的保育事業の周知を図るとともに、家庭的保育者が安定的かつ継続的に事業を行うことができるような方策を検討すべきである。

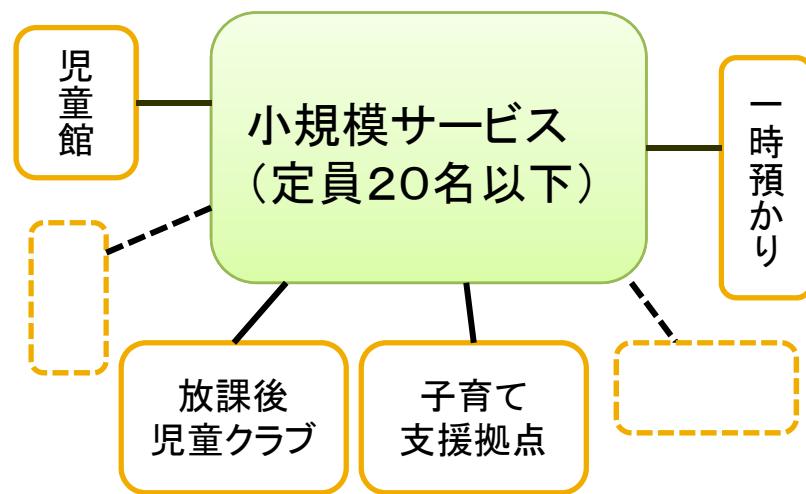
3 現在、次世代育成支援のための新たな制度体系」の検討が進められているところであるが、家庭的保育のあり方、位置付けについても、その中で検討されるべきであり、実施基準及びガイドラインについても、これを踏まえ、必要に応じ、今後、さらに検討を加えるべきである。

## 小規模サービスのイメージ①

【イメージ①】



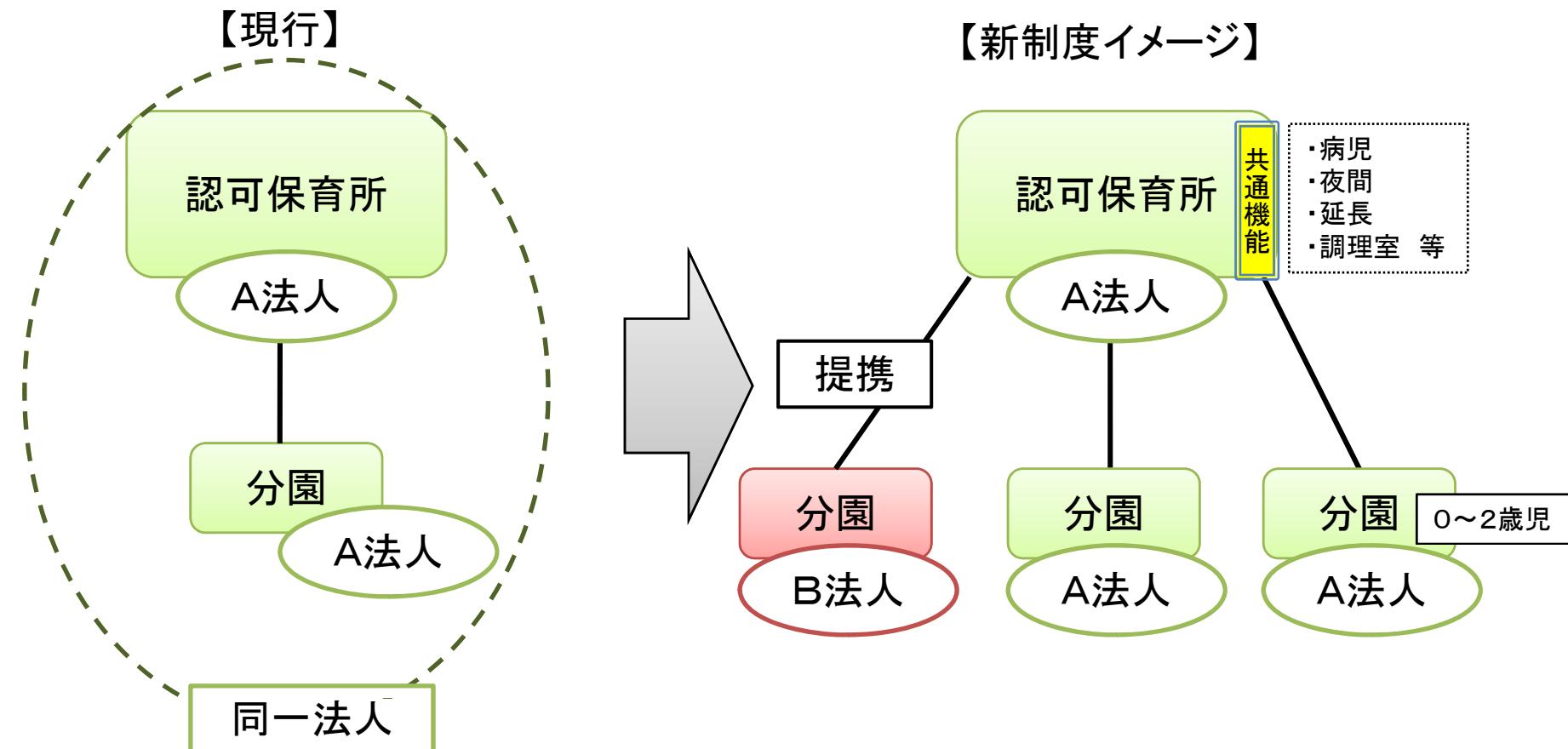
【イメージ②】



へき地などの人口減少地域など  
における小規模定員の保育所

人口減少地域などにおける多機  
能型の保育所

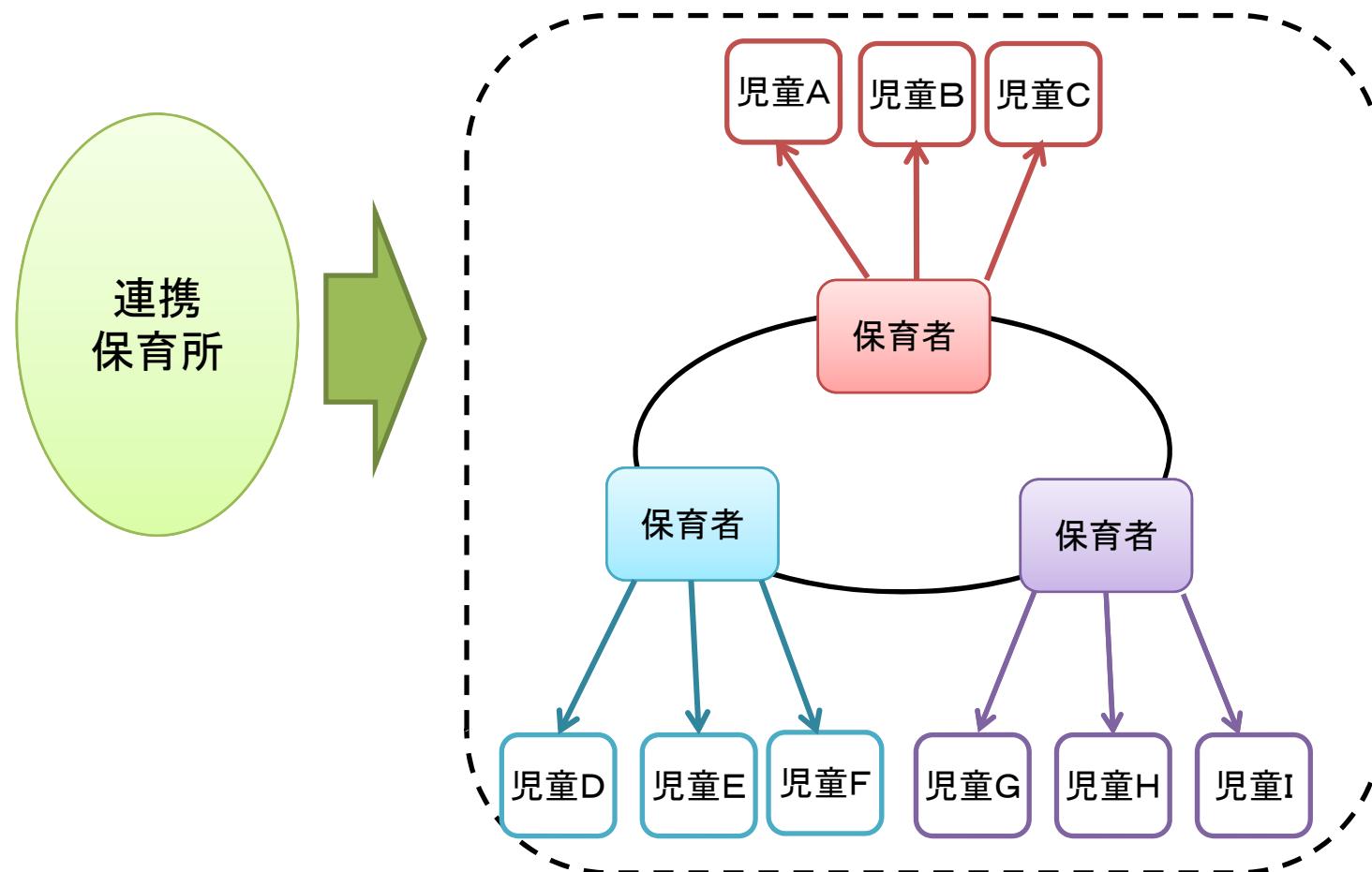
## 小規模サービス(保育所の分園)のイメージ②



現行は保育所経営法人と同一法人である場合のみ、分園を設置することが認められている。

中心となる保育所が共通機能を持ち、分園を複数持つ場合や、別の法人が分園を設置することを認めた場合のイメージ

## 小規模サービス(家庭的保育)のイメージ③



複数の家庭的保育者で連携して、小規模  
サービスとして一体的に実施

# 一時預かりについて

- 地域のつながりの希薄化等により、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている状況を背景に、育児疲れからのリフレッシュ、他の子ども・大人とふれあえる機会に対するニーズが増加している。これらの受け皿となる一時預かりの重要性が増大している。
- 一時預かりについて、保育所の充実、延長保育の充実等に次いで、充実させてほしいと望んでいる子育て世代は多い。
- また、一時預かりは、短時間勤務労働者の保育ニーズの受け皿となっており、規則的・定期的に利用している実態がある。

## 現状

- 国の補助事業である一時預かり事業は、保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な預かりサービスを提供するもの。
  - ・実施箇所数 7,651カ所(平成20年度交付決定ベース)※実施箇所は保育所のみ。
  - ・年間延べ利用人員 約378万人(1カ所あたり平均1.5人/日(約半数以上は1日1人未満))

※ 平成20年度までは保育所で実施する場合のみ国庫補助の対象となっていたが、平成21年度からは、NPO等が実施する一時預かりについても一部については、国庫補助の対象とされた。
- 事業実施の義務づけはなく、市町村の判断により、実施(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務あり。)
- 一時預かり事業は平成21年度から保育所に加え、NPO、社協等において実施。そのほか独自の取組として、各自治体やNPO等により、一時預かりが実施されている。
- 一時預かりは、待機児童問題の影響もあり、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合がある。

## 視点・課題

- 一時預かりサービスについては、子育ての不安感、負担感を払拭するためにも、就労家庭への保育ニーズ対応との均衡の確保や子育て家庭と就労家庭の連続性の確保の観点からも、すべての子どもに対する保障として位置づけ。
- 今後需要が大きく拡大することが見込まれる中、受け皿も大きく拡大する必要。
- 短時間勤務の受け皿としての機能を果たしていることも踏まえたサービス類型の位置づけ方
- 一時預かりサービスについて、市町村の実施責任、利用方式、給付方式について、どのように考えるか。
- 訪問系サービス等、他の代替サービスの位置づけ